

～はじめに(基本方針策定の趣旨)～

本市は、合併により旧一市五町が各々に整備した公共施設を一つの自治体が所有することとなり、市内には類似施設を含む多数の公共施設が点在しています。また、これらの公共施設は、経年による施設の老朽化や性能・機能の低下等が進み、今後、本格的な大規模改修や建替えの時期を迎えることになり、それには膨大な財政負担が必要となります。

そこで本市では、平成28年2月に全ての公共施設を対象に、建築年次から構造や床面積、利用状況、年間の維持管理コスト等を明記した「施設カルテ」を作成するとともに、「次世代に大きな負担を残さない」の観点で、公共施設を将来的に適切に維持管理していくための指針となる「公共施設のあり方ガイドライン（公共施設等総合管理計画）」を策定いたしました。

また、このガイドラインの基本理念や取組方針を踏まえ、公共施設の最適化の実現に向け施設用途ごとに縮減目標を定め、横断的な再編や保全のあり方を示し、行動に繋げていくための「栃木市公共施設適正配置計画（第1期計画）」を平成29年3月に策定いたしました。

現在各地域には、「合併協定書」の「新市の事務所の位置」に基づき、旧町役場庁舎を総合支所庁舎として活用しています。

大平・藤岡・都賀の総合支所本館は、昭和30年代半ばに建設されていることから、築後60年近く経過しており、老朽化の進行や、防災・災害対策の拠点としての耐震性に対する不安やバリアフリー化への未対応など、様々な問題を抱えています。昭和55年度築の西方総合支所においても同様であります。また、地域住民の交流、生涯学習の推進及び地域福祉の増進を図る目的で活用している各地域公民館などの公共施設も、同様の問題を抱えています。

このような現状を踏まえ、公共施設適正配置計画では『先導的モデル事業』として、各地域の総合支所と公民館等の複合化を地域施設の再編モデルに位置付け、地域コミュニティの拠点となる施設整備を進めていくこととしています。

そこで、地域コミュニティの拠点となる施設整備を行う上での基本的な考え方をとりまとめ、推進していくことを目的とする「栃木市総合支所複合化基本方針」を策定いたします。